## 企画コンペ募集要領

次のとおり、事業を 実施する事業者を募集する。

### 1 委託業者の選定

本業務は、公募により企画提案を募り、その内容を審査して最良の提案をした者を選 定し、契約相手方の候補者とする。

- 2 企画提案コンペに付す事項
  - (1) 委託業務名

北薩・天草周遊旅行商品造成事業

(2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月7日(金)まで

(4) 募集事業者数

1事業者

### 3 委託限度額

- 1. 700.000円(消費税及び地方消費税を含む)
- ※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予 定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

#### 4 参加資格要件

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ①会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者。
  - ②民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者。
  - ③国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (6) 当該法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次の②及び ③に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - ②暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④当該法人若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

### 5 質疑と回答

- (1)受付期間は令和6年(2024年)10月16日(水)17時までとし、質問書(様式1)にて電子メールにより受け付ける。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。送信後、電話にて受理確認を行うこと。なお、受付期間を超えた質疑については回答しない。
- (2) 質問のあった事項については、参加申込書を提出した事業者全員に10月28日 (月) までに電子メールにて回答する。
- (3)担当窓口

北薩・天草広域観光推進協議会事務局

(熊本県天草広域本部総務部総務振興課内)

担 当:森下、小田

住 所:〒863-0013 熊本県天草市今釜新町3530

電話番号:0969-22-4214

E-mail: amasousoumu25@pref.kumamoto.lg.jp

6 企画コンペへの参加登録

企画コンペへ参加を希望する者は、令和6年(2024年)10月23日(水)17時までに企画コンペ参加申込書(様式2)を提出すること。

### 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
  - ①企画提案書表紙(様式3)
  - ②企画提案書(様式自由。ただし、原則としてA4サイズで作成すること。) 次のものを提案書に盛り込むこと。
    - a 企画内容案
      - ・ 造成する旅行商品のコンセプトを示すこと。また、その選定理由についても記載すること。
      - ・ 旅行商品について、行程や販売価格、催行人数等の内容を示すこと。また、その設定理由についても記載すること。
    - b 募集・広報展開案
      - ・参加者の募集に係る広報展開案について記載すること。また、その狙いと効果 についても記載すること。
    - c 業務実施計画
      - ・ 契約締結後から令和7年(2025年)3月7日(金)までの業務実施計画を 作成すること。
    - d 類似業務実績及び本業務実施に当たっての強み ※類似業務実績については該当があれば記載
    - e 委託業務の実施体制

- ・委託業務の実施体制を体系的に記載すること。
- f 本業務の遂行に当たっての参考見積書(様式自由)
- 算出基礎を明示すること。
- (2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

書類データを電子メールで提出(送信後、電話にて受理確認を行うこと)

- (4) 提出場所
  - 5 (3) に同じ
- (5) 提出期限

令和6年(2024年)11月1日(金)12時必着

8 プレゼンテーションの日程

令和6年(2024年)11月7日(木)予定

- ※時間帯、場所等の詳細については別途連絡。
- ※県内外から広く参加事業者を求める観点から、プレゼンテーションは天草広域本部 にて実施するほか、オンラインによる説明も可能とする。

### 9 審查方法

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、次の基準により審査員が厳正に審査し、 契約相手方の候補者を決定する。

## <審査基準>

- ① 基本事項
- ・業務内容を十分に理解しているか。
- ・具体的かつ現実的な業務スケジュールとなっているか。
  - ② 企画提案内容
- ・旅行商品のコンセプトは、主要ターゲットをはじめ、多くの人の興味を引くような魅力的なものとなっているか。
- ・旅行商品には、十分なニーズ分析により観光資源が選定されているか。
- ・旅行商品の行程や価格、催行人数等は、十分に検討されたものであるか。
- ・十分な集客が見込める、効果的な広報展開となっているか。
  - ③ 業務遂行能力
- ・業務遂行に必要な組織体制となっているか。
- ・本業務と類似した業務の実績はあるか。
- 4) その他
- ・見積金額は妥当か。

### 10 審査に関する事項

審査にあたっては、点数制で審査を行い、各審査員の審査の順位を点数として、最も低い点数を獲得した事業者から順位を決定する。最上位の案を提案した者が複数いる場合は、全審査員の総合得点が最も高いものを選定する。総合得点の合計においても契約候補者が複数いる場合は、審査会長の決するところによる。

なお、企画を採用するうえで必要な最低点は、総得点の6割とする。

また、提案者が1者の場合でも、その者の得点が総得点の6割以上の得点の場合には、 その者を選定する。

## 11 審査結果の通知

審査の結果については、採用・不採用に関わらず、速やかに文書にて通知を行う。なお、他のコンペ参加者、評価点、選定結果等については公表しない。

### 12 契約締結

審査の結果、契約候補者となった者は、北薩・天草広域観光推進協議会と提案内容の 詳細について協議の上、見積額の範囲内で契約締結の協議を行う。

なお、契約候補者と契約が成立しない場合は、次点の提案者と契約締結の協議を行う。

### 13 スケジュール

• 令和6年(2024年)

9月10日(火) 一般公募開始 10月16日(水)17時必着 質問受付締切

10月23日(水) 17時必着 参加申込書提出締切 11月 1日(金) 12時必着 企画提案書提出締切

11月 7日(木) プレゼンテーション(予定)

※時間帯、詳細については別途通知。

※オンラインでの参加も可能。

契約候補者決定、契約内容協議

見積書徴取、契約締結

• 令和7年(2025年)

速やかに実施

3月 7日(金) 委託契約終了

# 14 その他

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 企画コンペに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式4)を提出すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第1項及び第2項(第2号を除く。)の 規定に基づき、委託業務に個人情報を取扱う事務が含まれる場合は、熊本県が規定する「個人情報取扱特記事項」を遵守することを条項に含めて契約することとなります。